帝国タイムス
明治33年３月３日創業　THE TEIKOKU TIMES
旬刊 2025年（令和7年）9月15日（月曜日）　第13875号

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所　弁護士　奥山倫行

第77回

契約実務（違約金）

Q　契約相手の契約違反を防いだり、契約違反があった場合に損害賠償請求をしやすくしたりするために、契約書に「違約金」の条項を定めるのが有益だと聞きました。契約書に違約金の条項を設定する際の留意点を教えてください。

A　違約金は、契約当事者の一方に契約違反があった場合に、違反した当事者が、他の当事者に対して支払うべき金銭のことです。契約書にあらかじめ違約金の条項を定めておくことで、契約当事者の契約違反を防いだり、仮に契約違反があった場合に損害賠償請求をしやすくしたりできます。契約書に違約金の条項を規定する場合、内容によっては契約自体が無効になったり、違約金の金額以上の損害が生じた際に賠償請求ができなくなったりする場合もあるので、注意が必要です。

違約金の性質を明示する

違約金の性質には、「損害賠償の予定」と「違約罰」の2種類があります。この違いを正しく理解することが、違約金条項を確認する際の出発点です。以下の内容をご確認ください。

①損害賠償の予定を規定する場合

まず、損害賠償の予定とは、例えば、契約書に「甲又は乙は、○○○した場合には、相手方に対して、違約金100万円を直ちに支払う。」と定めておくことで、契約当事者の一方に契約違反があった場合に、相手方は、発生した損害の内容や額を立証することなく、違約金100万円を請求することができるようにする仕組みです（民法420条1項）。注意しなければならないのは、仮に実際に発生した損害が「違約金100万円」を超えたとしても、「違約金100万円」以上の請求ができなくなる点です。

②違約に対する制裁（違約罰）を規定する場合

これに対して、違約罰としての違約金は、仮に契約違反が発生した場合に備えて、違反当事者に課せられるペナルティ（制裁）を設定しておくものです。この場合には、違約金とは別に、実際に発生した損害の内容や額を立証することで、違反当事者に対して「違約金100万円」以上の損害賠償を請求することができます。

ここで注意点がありま す。民法420条3項が「違約金は、賠償額の予定と推定する。」と規定していることから、違約罰としての違約金を設定するためには、契約書であらかじめ違約罰であることを明示しておく必要があります。具体的には、契約書に「甲又は乙は、○○○した場合には、相手方に対して、損害賠償として100万円を直ちに支払う。ただし、相手方に違約金を超える損害が生じた場合には、別途損害を賠償しなければならない。」などの表現で、違約罰であることを明示します。

発生条件を明確にする

契約書上、違約金が発生する条件を明確に定めておく必要があります。違約金の発生条件が不明確だと、実際に契約違反が生じた場合に、違約金が支払われるべき状況かどうかの判断がつかない場合があります。

違約金の額又は算定方法を明示する

違約金の額については、「金100万円」などと具体的な金額を定める場合もあれば、「代金の10％」とか「代金の20％」などと料率で定める場合もあります。「遅延については1日あたり○○円」などと計算方法を定める方法もありますし、様々な内容で設定できます。決まったルールはありませんが、解釈によって争いが生じないようにしてください。例えば「金1000万円」という内容だと、「利益」が「粗利」を指すのか、「営業利益」や「経常利益」を指すのか、複数の解釈が成り立ち争いの生じる余地が残ります。契約解釈を巡ってお互いの考えが対立すると、トラブルに発展して長期化する傾向があるので、一義的に明確な記載を心掛けてください。

（2面に続く）

（1面から続く）

法令違反にならないように留意する

さらに、違約金については、以下の制約もありますので、併せて確認してください。

①民法

例えば、数万円のサービス提供契約に違反した場合に、数千万円の違約金を設定するような場合など、不相当に高額過ぎる違約金を定めると、公序良俗違反によって違約金の規定が無効になるおそれがあります（民法90条）。

②労働基準法

労働基準法16条は「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。」と規定していますので、労働契約には違約金を設定できません。

③宅地建物取引業法

宅地建物取引業者が、自ら売主となる宅地建物の売買契約において、当事者の債務不履行を理由とする契約の解除に伴う違約金を定めるときは、売買代金額の20％以内にしなければならず（宅地建物取引業法38条1項）、この上限を超える違約金の定めは、上限を超える部分が無効になります（同条2項）。

④消費者契約法

消費者と事業者との間で締結される契約においては、解除に伴って消費者が支払う損害賠償額の予定と違約金をあわせた合計が、解除の事由等に応じて当該事業者に生ずる平均的な損害額を超える場合には、その超える部分が無効になります（消費者契約法9条1号）。また、消費者契約の解除に伴い、事業者が消費者に対して違約金の支払いを請求する場合、消費者から説明を求められたときは、事業者は違約金の算定根拠の概要を説明するよう努めなければなりません（同条2項）。

⑤利息制限法

金銭消費貸借上の債務不履行による違約金は、元本の額が10万円未満の場合には年29・2％、元本の額が10万円以上100万円未満の場合には年26・28％、元本の額が100万円以上の場合には年21・9％といった上限があり（営業的金銭消費貸借の場合には年20％）、上限を超える部分が無効になります（利息制限法4条及び同法7条）。

札幌市中央区大通西11の4の22　第2大通藤井ビル8F、電話0111-210-7501、https://ambitious-gr.jp